

ひとり親家庭を支援 就労や資格取得

◆ひとり親家庭就業相談 (31頁に関連記事)

専門員が個別に就業や生活相談などに応じる。

【日時・場所】◆第2火曜日…子ども支援課

◆第4火曜日…西支所保健福祉係。いずれも10時～16時。

【申し込み方法】電話で府ひとり親家庭自立支援センター(☎0773・23・2771)へ。

◆高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、看護師、保育士、美容師、介護福祉士、歯科衛生士、調理師などの資格取得のために、1年以上養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給。また、卒業後に「修了支援給付金」を支給。入学試験願書提出までに事前相談が必要。

【対象】市内在住のひとり親家庭の親で、次の要件を全て満たす人◆児童扶養手当を受給中か同等の所得水準にある◆養成機関で1年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる◆就業(育児含む)と修業の両立が困難と認められる◆過去に同事業による給付を受けたことがない

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)へ。

◆高等職業訓練促進資金

高等職業訓練促進給付金を活用し就職に有利な資格取得を目指す場合、入学準備金と就職準備金を貸し付け。

【対象】市内在住のひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の支給を受けている人

【返還免除】次の要件を全て満たした場合は返還免除

◆養成機関を修了し、かつ資格取得日から1年以内に就職

◆取得した資格が必要な業務に京都府内などで5年間従事

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)へ。

◆自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、介護職員初任者研修や医療事務など

厚生労働省指定の教育訓練講座を受講する場合に入学金や受講料などの一部を支給。受講申し込みまでに事前相談が必要。

【対象】市内在住のひとり親家庭の親で、次の要件を全て満たす人◆児童扶養手当を受給中か同等の所得水準にある世帯◆就職に必要な講座である◆過去に同事業の給付を受けたことがない

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)へ。

◆高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

ひとり親家庭の親が児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職につくため必要な対象講座(通信制講座を含む)を受講する場合に費用の一部を支給。受講申し込みまでに事前相談が必要。

【対象】市内在住のひとり親家庭の親が児童で、次の要件を全て満たす人◆児童扶養手当を受給中か同等の所得水準にある世帯◆高等学校を卒業していない人が大学入試資格検定・高等学校卒業程度認定試験に合格していない人

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)へ。

児童手当の現況届の提出

現在、児童手当を受けている人で令和元年6月分以降の手当を受ける場合は、現況届(対象者に郵送)を6月30日(日)までに返送してください(公務員は勤務先で)。窓口の場合は6月28日(金)まで。

提出がないと6月以降の手当が支給されません。

《子どもが生まれた人、転入した人へ》子どもが生まれた人や舞鶴市に転入した人が翌月以降の手当を受給するには、転入・生まれた日の翌日から15日以内に子ども支援課か西支所保健福祉係へ申請が必要。

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。

市議会6月定例会 (予定)

市議会6月定例会の日程は右表のとおり。いずれも傍聴可。定員は本会議が先着各38人、委員会が先着各15人。
▶詳しくは、議会事務局(☎66・1060)へ。

◆手話通訳者・要約筆記者を配置

聴覚などに障害のある人が本会議などを傍聴する場合、事前予約で手話通訳者・要約筆記者を配置。

▶詳しくは、市議会ホームページへ。

日時	内容	場所
6月3日(月) 10時30分から	本会議 (提案説明)	市議会議場
13日(木) 10時から	本会議 (一般質問)	
14日(金) 10時から	本会議 (一般質問、質疑)	議員協議会室
17日(月) 9時から	産業建設 市民文教 福祉健康 総務消防 予算決算分科会・委員会	
17日(月) 13時30分から		
18日(火) 9時から		
18日(火) 13時30分から		
24日(月) 9時から		
27日(木) 10時30分から	本会議 (委員長報告、討論、採決)	市議会議場

※日程は変更になることがあります。

放課後児童クラブ 7月からの追加募集

【対象】保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生(申し込み多数の場合、低学年の児童を優先)

【定員】◆大浦放課後児童クラブ…13人◆池内放課後児童クラブ…8人◆由良川放課後児童クラブ…8人

【料金】◆9月、10月、11月、2月…5,000円◆12月、1月…6,000円◆7月、3月…7,000円◆8月…9,000円

※兄弟姉妹が同時に利用する場合、2子目から半額。おやつ代や保険料などが別途必要

【申し込み方法】6月14日(金)までに子ども支援課へ。

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1008)へ。

高校生給付型奨学金(2次申請)

府内(京都市を除く)に居住する対象世帯の高校生に支給(支給要件あり)。

【対象】市民税非課税世帯で母子・父子・障害者(父母またはその一方が3級以上)世帯などの高校生

【申し込み方法】7月1日(月)までに所定の用紙(中丹東保健所、市子ども支援課に備え付け)で中丹東保健所(☎75・0856)へ。

国民健康保険料の納入通知書を発送

6月中旬に国保加入者の世帯主あてに納入通知書を発送。支払方法は次のとおり。

◆口座振替…納期ごとに登録した口座から引き落とし

◆特別徴収…公的年金からの引き落とし

◆自主納付…納付書(納入通知書に同封)で納期までに納付(納付場所は納付書裏面でご確認を)

《口座振替のご利用を》

年金特別徴収(公的年金からの引き落とし)の場合を除き、原則として口座振替で納入を。手続きは市役所本庁か西支所で(キャッシュカードが必要。利用できない金融機関あり)。

◆令和元(平成31)年度の保険料率が決定

令和元(平成31)年度の保険料率が決定。1人当たりの年間平均保険料は、前年度から据え置き。

【令和元(平成31)年度 保険料率】

区分	医療分	支援分	介護分
所得割	7.37%	2.74%	2.66%
均等割	18,900円	7,300円	8,600円
平等割	20,800円	8,000円	6,800円
限度額	61万円	19万円	16万円

※医療分の限度額が58万円から61万円になります。これにより、収入や加入者構成に変更がない場合でも、保険料が増額する場合があります。

▶詳しくは、保険医療課(☎66・1003)か西支所保健福祉係(☎77・2263)へ。

介護保険料の納入通知書を発送

65歳以上の人の令和元(平成31)年度介護保険料が決定。納入通知書を6月中旬に発送。支払い方法は次のとおり。

◆老齢・退職年金などが年額18万円以上の人…公的年金から引き落とし

◆老齢・退職年金などが年額18万円未満の人、令和元年度中に65歳になる人や本市に転入された人など…口座振替が納付書で納付

▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1013)か西支所保健福祉係(☎77・2263)へ。

市・府民税の納税通知書を発送

6月中旬に市・府民税の納税通知書を発送。便利で確実な口座振替のご利用を。納付書での納付は、期限までに市指定金融機関窓口や近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局、全国のコンビニエンスストア、スマートフォンアプリで。

◆65歳以上の人の年金所得にかかる市・府民税…公的年金からの引き落とし◆年金以外の所得にかかる市・府民税…給与からの引き落とししか口座振替、納付書払い

▶詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

家屋にかかる固定資産税の減額措置

住宅に一定の要件を満たす耐震改修やバリアフリー改修、熱損失防止改修を実施した場合、固定資産税が減額されます。減額措置を受けるには、いずれも所定の用紙(税務課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要な書類を添えて工事完了後3か月以内に税務課か西支所税務・納税係へ。

《家屋を取り壊したときは連絡を》

家屋は毎年1月1日現在の状況で課税しています。市では、取り壊された家屋を把握するために定期的に調査していますが、取り壊された家屋が課税されている場合は連絡してください。また、今年12月末までに取り壊し予定の家屋がある場合も連絡を。

▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。

土地開発公社所有地を売却

市土地開発公社所有の土地(宅地、天台新町)を先着順で売却。6月28日(金)まで。所在地など詳細は市ホームページに掲載。右コードからアクセス可。



▶詳しくは、土地開発公社(☎78・1191)へ。

福祉医療費受給者証(ひとり親家庭医療)の申請

現在お使いの福祉医療費受給者証(ひとり親家庭医療)は7月末が有効期限。6月28日(金)までに継続申請を(該当者には6月上旬通知)。

▶詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。

